

関自旅二第1235号の3
令和4年10月18日

一般社団法人 全国個人タクシー協会
関東支部長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）
の参入枠を超えた場合のくじ引きの取扱いについて

標記について、別添のとおり公示したので了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。

公 示

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の参入枠を超えた場合のくじ引きの取扱いについて

令和4年3月31日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」5.（5）に規定するくじ引きに関する取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

令和4年10月18日

関東運輸局長 新田 慎二

記

1. くじ引きの実施とその方法

- (1) くじ引きを実施する場合は、その実施日時、場所について、原則としてくじ引き実施日の3週間前までに関東運輸局報に公示するとともに、くじ引き対象者にその旨を通知する。
- (2) くじ引きは、くじ引き対象者又はその代理人（1名に限る。）が行うこととし、これらの者をくじ引き参加者としてくじ引き会場への入場を認めるものとする。
- (3) くじ引きは、許可対象者を決定するための本くじ引きと、本くじ引きを実施する順番を決定するための予備くじ引きを実施するものとする。
- (4) くじ引きは、申請した営業区域ごとに、当該営業区域に係るくじ引き参加者に行わせるものとする。
- (5) くじ引き不参加者に係るくじ引きは、(3)の本くじ引きが終了した後に、関東運輸局職員が代行するものとする。
- (6) 予備くじ引きは、くじ引き箱から封筒を引き、封筒内に入れられた「番号」の札により、本くじ引きの順番を決定するものとする。
また、本くじ引きは、くじ引き箱から封筒を引き、封筒内に「当選」の札が入っていた者を許可対象者とし、「無地」の札が入っていた者を許可しない者とする。

2. くじ引き場所

くじ引き場所は、原則として関東運輸局本局内又は運輸支局内とする。

3. くじ引きの立会人

くじ引きは、立会人1名以上を立ち合わせることにする。この場合、当該立会人は、関東運輸局職員のうち許可処分に関与する者以外の者とする。

附 則（令和4年10月18日 関自旅二第1235号）

本公示は、令和4年10月18日から適用する。